

別添資料 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 指定管理者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が認識され、又は認識され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務の実施に当っては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の確保)

第2 指定管理者は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 指定管理者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3 指定管理者は、この協定による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 指定管理者は、この協定による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 指定管理者は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 指定管理者は、町の指示又は承認があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を協定の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 指定管理者は、町の承認があるときを除き、この協定による業務を処理するために町から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 指定管理者は、町の承認があるときを除き、この協定による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第8 指定管理者は、この協定による業務を処理するために町から引き渡され、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完

了後直ちに町に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、町が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故報告）

第9 指定管理者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに町に報告し、町の指示に従うものとする。

（実地調査）

第10 町は、指定管理者がこの協定による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第11 町は、指定管理者がこの協定による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、指定管理者に対して必要な指示を行うことができる。

（協定解除及び損害賠償）

第12 町は、指定管理者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。